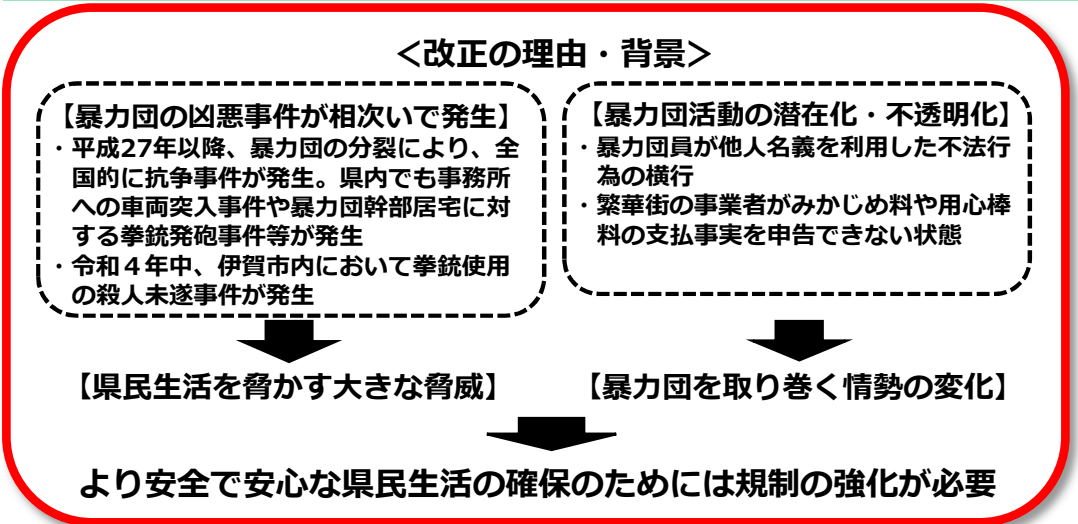


三重県暴力団排除条例の一部改正について



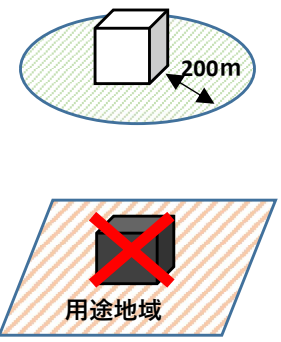
1 暴力団排除特別強化地域での禁止行為の規制【新設】

- (1) **暴力団排除特別強化地域**
四日市市
西新地（市道西新地久保田線から北側及び東側の区域を除く。）、諏訪栄町及び西浦一丁目（市道西新地久保田線の区域を除く。）
- (2) **特定営業者**
風俗営業、性風俗関連特殊営業、飲食店営業 等
- (3) **禁止行為**
ア 特定営業者が用心棒の役務の提供を受け、又は暴力団員等に用心棒料を供与する行為
※自首減免規定あり
イ 暴力団が特定営業者に用心棒の役務の供与、特定営業者からの用心棒料の供与を受ける行為
- (4) **違反者に対する措置**
罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）



2 暴力団事務所の開設・運営に対する規制【拡大】

- (1) **対象施設の周囲200メートル以内の開設・運営の禁止**
ア 対象施設
学校、専修学校、児童福祉施設、公民館、図書館、博物館 等
【追加】 都市公園
イ 違反者に対する措置
罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- (2) **区域内の開設・運営の禁止**
ア 対象区域【都市計画法第8条】
住居系用途地域、商業系用途地域、工業系用途地域
イ 違反者に対する措置
中止命令
※命令違反：罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
調査拒否：罰則（20万円以下の罰金）



3 他人の名義利用に対する規制【新設】

- (1) **禁止行為**
ア 暴力団に対し、自己又は他人の名義を利用させること
イ 暴力団が他人の名義を利用すること
- (2) **違反者に対する措置**
調査・勧告・公表

4 公布日等

公布：令和7年7月下旬頃
施行：令和7年10月以降

